

14 北区

【概要】

- 志茂地域において、①新防火区域の指定により、建築物の耐火性能を強化し、②防災街区整備地区計画によって、建築物の敷地面積の最低限度等を定め、敷地の細分化を防ぐとともに、防災生活道路沿道では建築物の間口率及び高さの最低限度、壁面の位置の制限を定め、③用途地域において、放射 10 号線（緊急輸送道路）、補助 86 号線（特定整備路線）沿道に建築物の高さの最低限度を定め、防災性の向上と居住環境の改善を図る。
- 西ヶ原地域において、新防火区域を指定しており、建築物の耐火性能を強化するとともに建築費の助成を行い防災性の向上を図る。地区計画によって、建築物の敷地面積の最低限度を定め、敷地の細分化を防ぐとともに、防災生活道路沿道の壁面後退線を定め、消防活動困難区域の解消と居住環境の改善を図る。
- 十条地区では、新防火区域の指定により、建築物の耐火性能を強化しており、防災街区整備地区計画及び地区計画により、建築物の敷地面積の最低限度等を定め、敷地の細分化を防ぐとともに、壁面の位置の制限を定めている。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	北区各市内	新防火区域	—
	B	志茂地区	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	志茂地区防災街区整備地区計画
	C	上十条三・四丁目地区	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	上十条三・四丁目地区防災街区整備地区計画
最低敷地	1	志茂地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、80 m ² (防災街区整備地区計画)	志茂地区防災街区整備地区計画
	2	西ヶ原地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	西ヶ原地区地区計画
	3	環状 7 号線沿道地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	環状七号線沿道地区計画
	4	補助 83 号線沿道南地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	補助 8 3 号線周辺南地区地区計画
	5	補助 83 号線沿道北地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、80 m ² (地区計画)	補助 8 3 号線周辺北地区地区計画
	6	上十条三・四丁目地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、80 m ² (防災街区整備地区計画)	上十条三・四丁目地区防災街区整備地区計画
	7	十条駅西口地区	敷地面積の最低限度 75 m ² 、300 m ² (地区計画)	十条駅西口地区地区計画
	8	十条駅周辺西地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、80 m ² (地区計画)	十条駅周辺西地区地区計画
	9	岸町二丁目地区	敷地面積の最低限度 65 m ² (地区計画)	岸町二丁目地区地区計画
	10	十条駅周辺東地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、80 m ² (地区計画)	十条駅周辺東地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	11	浮間舟渡駅周辺地区	敷地面積の最低限度 75 m ² 、150 m ² (地区計画)	浮間舟渡駅周辺地区 地区計画
	12	北赤羽駅浮間口周辺地区	敷地面積の最低限度 75 m ² (地区計画)	北赤羽駅浮間口周辺地区 地区計画
	13	赤羽台周辺地区	敷地面積の最低限度 300 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	赤羽台周辺地区地区計画
	14	赤羽一丁目地区	敷地面積の最低限度 300 m ² (地区計画)	赤羽一丁目地区地区計画
	15	豊島五・六丁目地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	豊島五・六丁目地区 地区計画 (再開発促進区)
	16	豊島四丁目地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	豊島四丁目地区 地区計画 (再開発促進区)
	17	田端駅周辺地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	田端駅周辺地区地区計画
	18	田端二丁目周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	田端二丁目周辺地区 地区計画
	19	西が丘地区	敷地面積の最低限度 100 m ²	景観づくり条例 (景観形成重点地区) (西が丘地区)

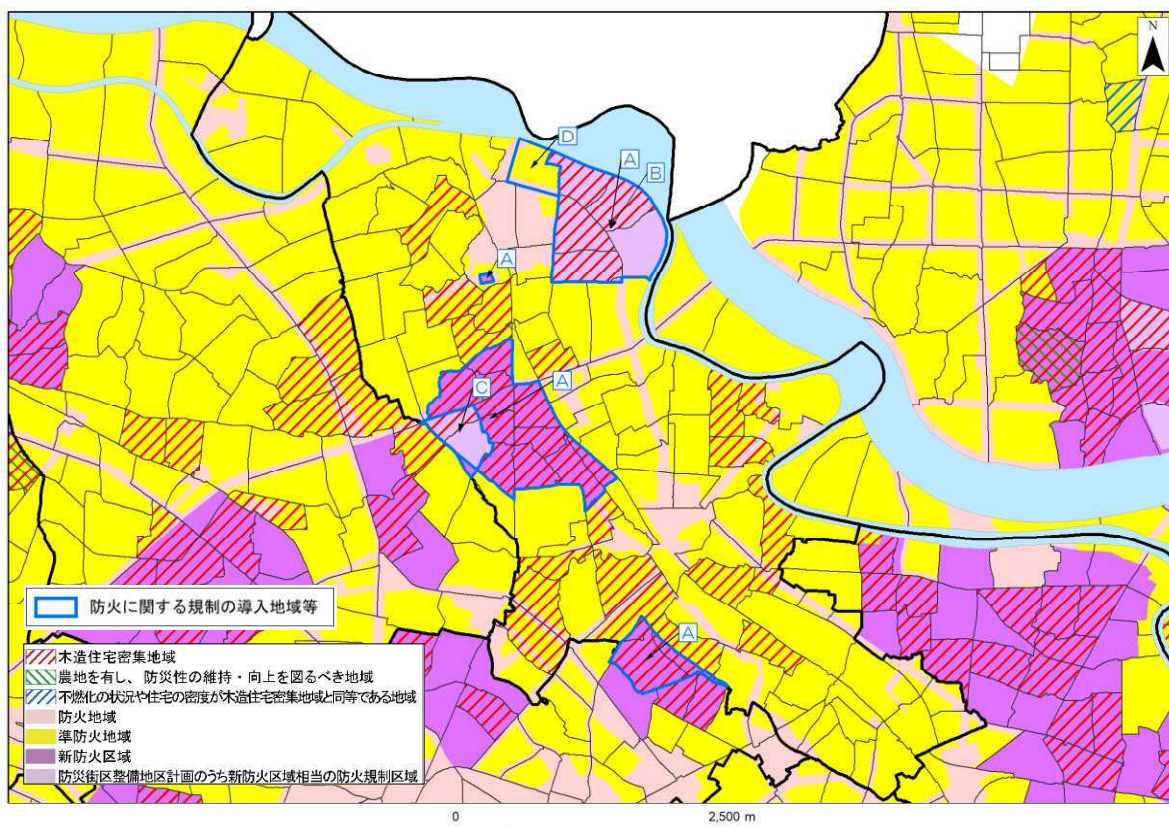
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	D	岩淵地区	新防火区域	—

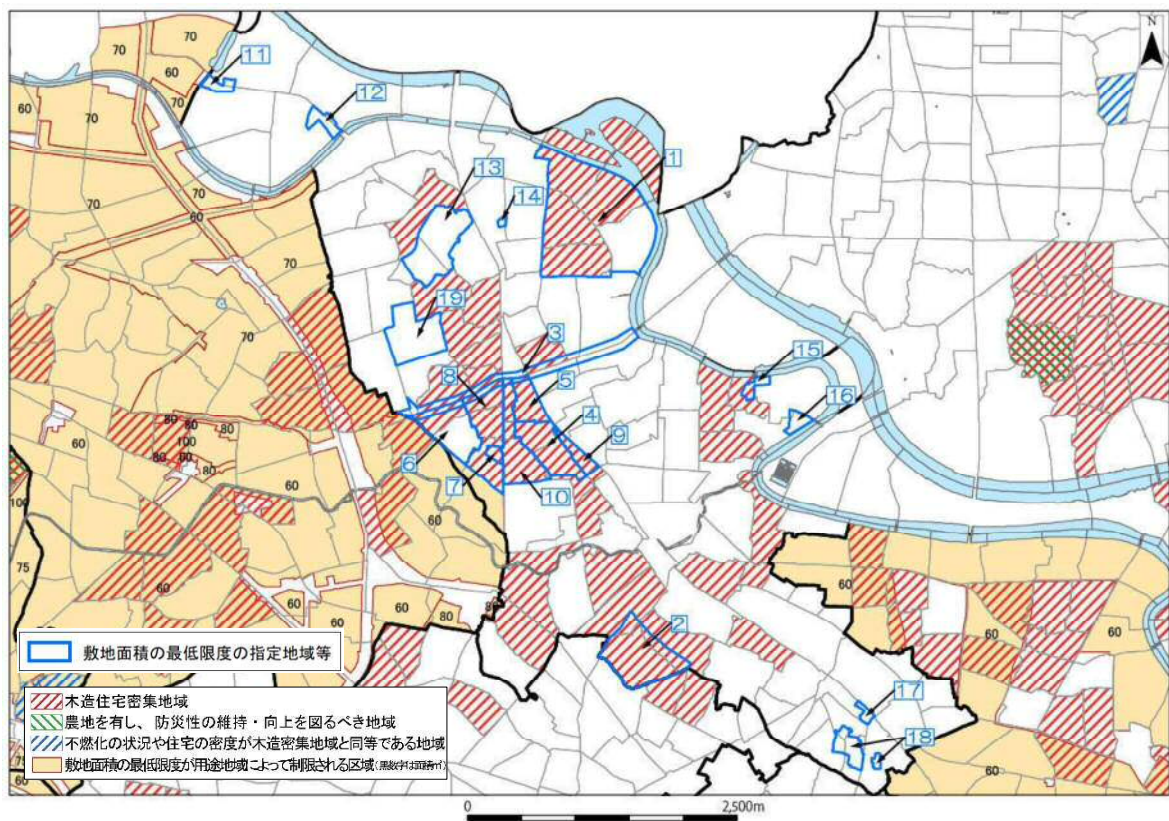
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



15 荒川区

【概要】

- ・ 荒川区都市計画マスタープランにおいて、「安全で安心して暮らせる街づくり」を目指している。
- ・ 区内全域を対象として、用途地域や地区計画等による敷地面積の最低限度を定めており、敷地の細分化を防止し、安全で良好な住環境を保全する。
- ・ 区内の木造住宅密集地域を中心に新防火区域に指定しており、建替えによる不燃化を促進し、防災性の向上を図る。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	荒川区各地内	新防火区域	—
最低敷地	①	尾久中央地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	尾久中央地区地区計画
	②	町屋二・三・四丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	町屋二・三・四丁目地区地区計画
	③	荒川五・六丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	荒川五・六丁目地区地区計画
	④	荒川二・四・七丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	荒川二・四・七丁目地区地区計画
	⑤	南千住一・荒川一丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	南千住一・荒川一丁目地区地区計画
	⑥	日暮里中央通り沿道地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	日暮里中央通り沿道地区地区計画
	⑦	日暮里駅前周辺地区	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	日暮里駅前周辺地区地区計画
	⑧	三河島駅前南地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	三河島駅前南地区地区計画
	⑨	尾久東部地区	敷地面積の最低限度 60 m ² (地区計画)	尾久東部地区地区計画
	⑩	荒川区各地内	敷地面積の最低限度 60 m ² (用途地域)	—
	⑪	西日暮里駅前地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	西日暮里駅前地区地区計画
	⑫	三河島駅前北地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	三河島駅前北地区地区計画

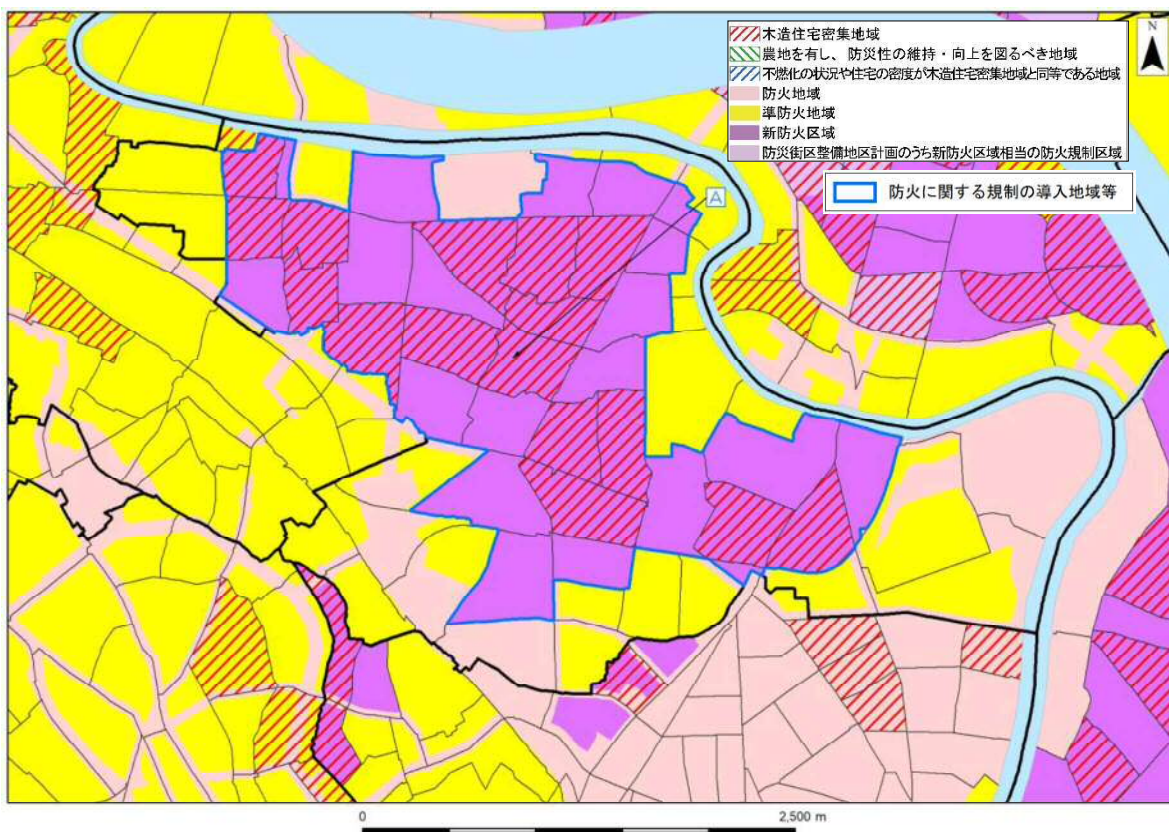
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

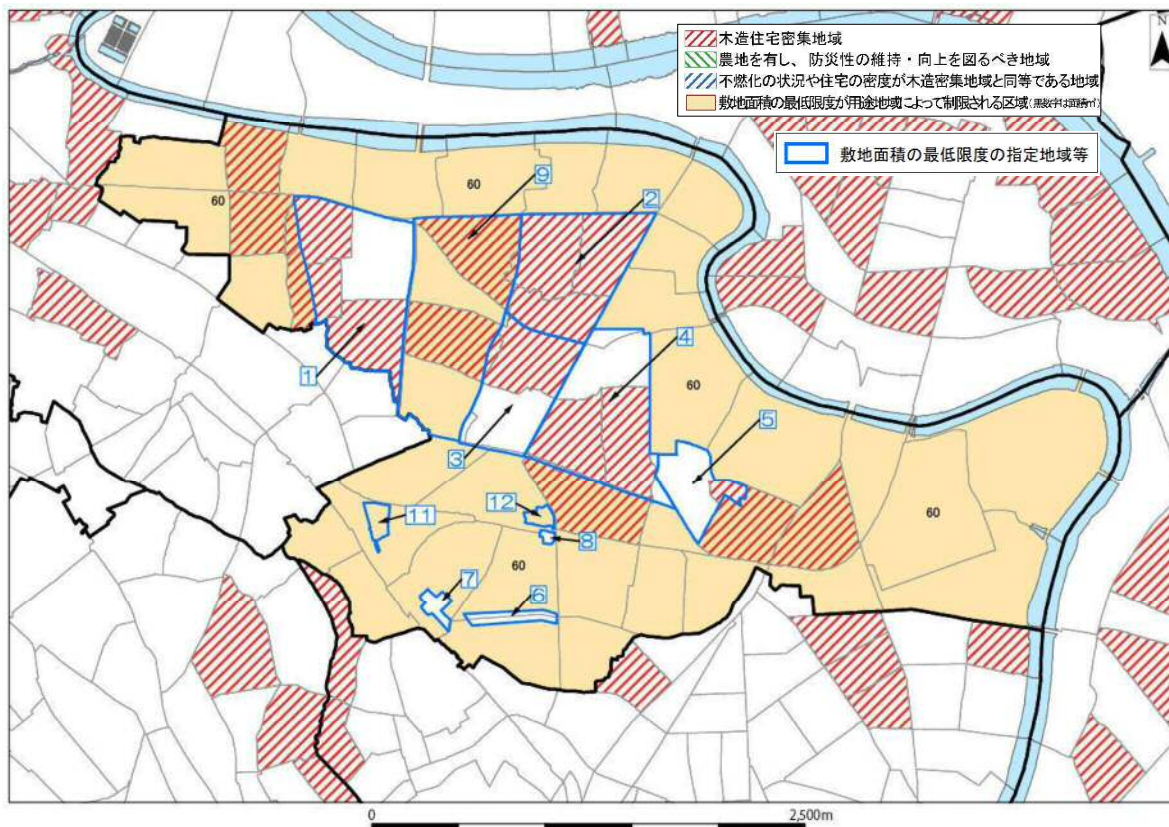
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



16 板橋区

【概要】

- ・ 「東京で一番住みたくなるまち」を目指し、板橋区都市づくりビジョンのなかで、都市づくりのテーマのひとつに「甚大な災害にも強いまち」を掲げて、災害への備えを進めている。
- ・ 区内全域を対象として、用途地域によって敷地面積の最低限度を定め、良好な住環境の整備を進めている。また、地区計画によりさらに下記の規制をかけている。
- ・ 震災時に発生する火災等による危険性が高い約 448ha の区域では、新防火区域を導入している。
- ・ 大谷口周辺地域（豊島区・板橋区・練馬区）においては、不燃化特区の支援策の活用し、コア事業として主要生活道路の拡幅整備事業を行いながらミニ延焼遮断帯の形成を図っている。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	板橋区各地内	新防火区域	—
最低敷地	1	浮間舟渡駅周辺地区	敷地面積の最低限度 75 m ² 、200 m ² 、3000 m ² (地区計画)	浮間舟渡駅周辺地区地区計画
	2	浮間舟渡駅周辺南地区	敷地面積の最低限度 75 m ² 、200 m ² 、500 m ² (地区計画)	浮間舟渡駅周辺南地区地区計画
	3	四葉二丁目・徳丸八丁目地区	敷地面積の最低限度 75 m ² (地区計画)	四葉二丁目・徳丸八丁目地区地区計画
	4	西台一丁目周辺南地区	敷地面積の最低限度 75 m ² (地区計画)	西台一丁目周辺南地区地区計画
	5	西台一丁目周辺北地区	敷地面積の最低限度 75 m ² 、100 m ² (地区計画)	西台一丁目周辺北地区地区計画
	6	加賀一・二丁目地区	敷地面積の最低限度 60 m ² 、 80 m ² 、300 m ² 、500 m ² (地区計画)	加賀一・二丁目地区地区計画
	7	上板橋駅南口駅前地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	上板橋駅南口駅前地区地区計画
	8	西台二丁目周辺地区	敷地面積の最低限度 75 m ² 、100 m ² (地区計画)	西台二丁目周辺地区地区計画
	9	向原三丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、500 m ² (地区計画)	向原三丁目地区地区計画
	10	成増五丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	成増五丁目地区地区計画
	11	中台二丁目北地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	中台二丁目北地区地区計画
	12	新河岸二丁目工業地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	新河岸二丁目工業地区地区計画
	13	旧板橋宿周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	旧板橋宿周辺地区地区計画
	14	大山駅東地区	敷地面積の最低限度 50 m ² (地区計画)	大山駅東地区地区計画
	15	大谷口一丁目周辺地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	大谷口一丁目周辺地区地区計画
	16	大山駅西地区	敷地面積の最低限度 300 m ² 、1,000 m ² 、2,000 m ² (地区計画)	大山駅西地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	17	若木二・三丁目地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	若木二・三丁目地区地区計画
	18	向原第二住宅地区	敷地面積の最低限度 500 m ² 、2,000 m ² (地区計画)	向原第二住宅地区地区計画
	19	大谷口上町周辺地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	大谷口上町周辺地区地区計画
	20	板橋駅西口周辺地区	敷地面積の最低限度 60 m ² 、 80 m ² 、500 m ² 、1,500 m ² 、 3,000 m ² (地区計画)	板橋駅西口周辺地区地区計画
	21	国道 254 号線(川越街道) A 地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	国道 254 号線(川越街道) A 地区沿道地区計画
	22	舟渡四丁目南地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² 、2,000 m ² (地区計画)	舟渡四丁目南地区地区計画

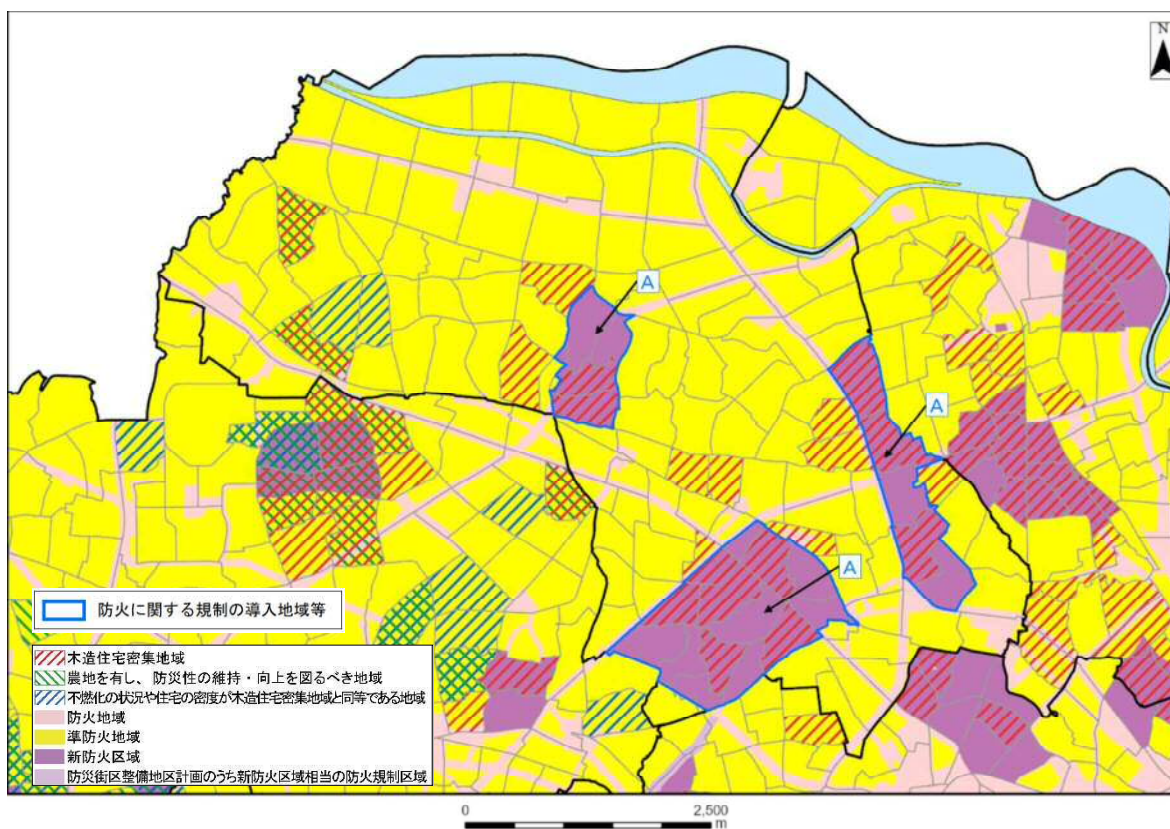
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

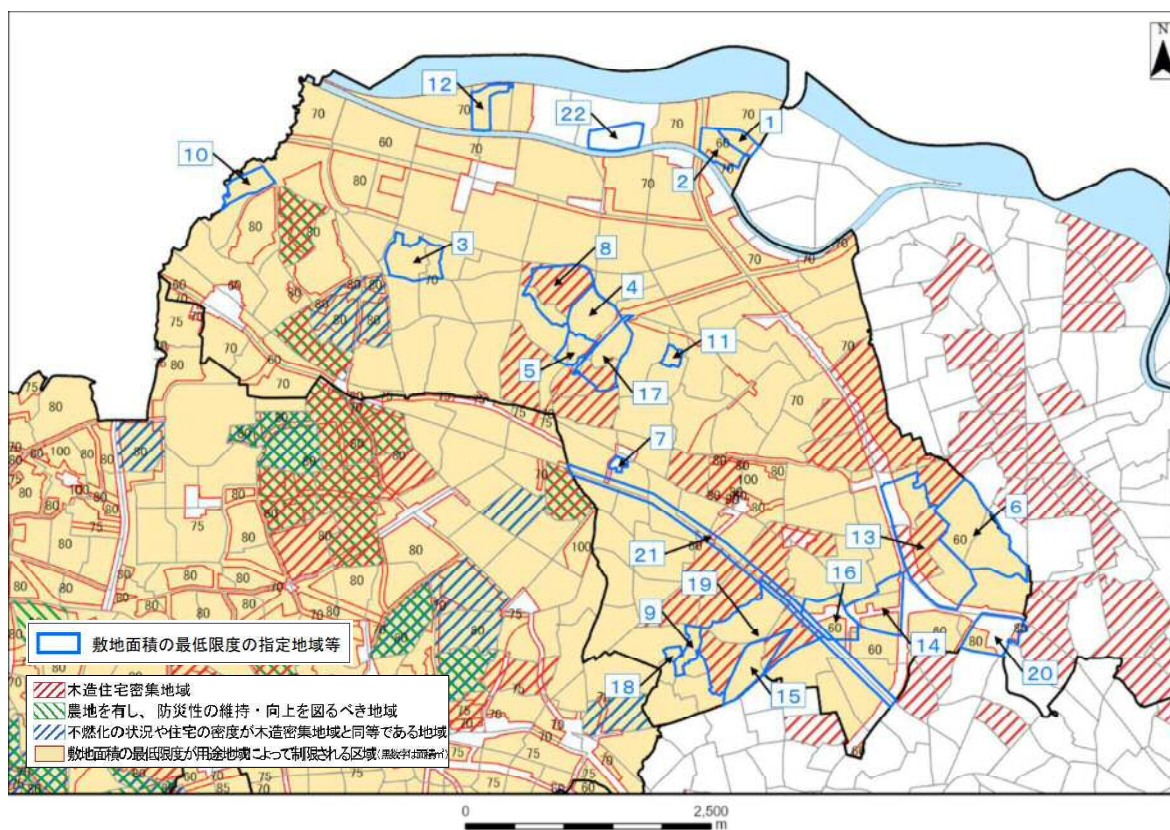
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



17 練馬区

【概要】

- ・ 目標とするまちの将来像をとりまとめた「グランドデザイン構想」において、「まちの防災性・安全性を高める」ことをまちづくりの視点の一つとしており、構想の実現に向けた総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン」において、「攻めの防災」を掲げ、災害に強いまちづくりを進めている。
- ・ 用途地域や地区計画によって敷地面積の最低限度を定め、敷地の細分化を防ぎ、良好な住環境を保全・形成していく。
- ・ 区の魅力であり防災上も重要な都市農地について、生産緑地や特定生産緑地の指定により農地保全に取り組み、住宅地と農地が共存するまちづくりを進める。
- ・ 貫井・富士見台地区、桜台東部地区では、密集事業を進めるとともに、地区計画の策定、新防火区域指定等により防災性の向上に取り組む。
- ・ 区独自に防災まちづくり推進地区に指定した田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区では、各種助成の活用、新防火区域指定等により防災性の向上に取り組む。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	富士見台駅北部地区	新防火区域	—
	B	田柄地区	新防火区域	—
	C	富士見台駅南側地区	新防火区域	—
	D	下石神井地区	新防火区域	—
	E	富士見台三・四丁目環八南地区	新防火区域	—
最低敷地	1	春日町一・二丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	春日町一・二丁目地区地区計画
	2	早宮二丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	早宮二丁目地区地区計画
	3	田柄五丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	田柄五丁目地区地区計画
	4	高松四・五丁目谷原一丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	高松四・五丁目谷原一丁目地区地区計画
	5	高野台一丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² 、500 m ² (地区計画)	高野台一丁目地区地区計画
	6	高松一・二丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	高松一・二丁目地区地区計画
	7	春日町六丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	春日町六丁目地区地区計画
	8	土支田三丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	土支田三丁目地区地区計画
	9	三原台三丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	三原台三丁目地区地区計画
	10	北町六丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	北町六丁目地区地区計画
	11	西大泉六丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	西大泉六丁目地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	12	中里地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	中里地区地区計画
	13	西大泉四丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	西大泉四丁目地区地区計画
	14	大泉町一丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	大泉町一丁目地区地区計画
	15	三原台二丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	三原台二丁目地区地区計画
	16	練馬駅南口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	練馬駅南口地区地区計画
	17	中村橋駅南口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	中村橋駅南口地区地区計画
	18	江古田駅北口地区	敷地面積の最低限度 80 m ² 、100 m ² (地区計画)	江古田駅北口地区地区計画
	19	補助 230 号線土支田・高松地区	敷地面積の最低限度 110 m ² 、150 m ² (地区計画)	補助 230 号線土支田・高松地区地区計画
	20	土支田中央地区	敷地面積の最低限度 110 m ² 、300 m ² (地区計画)	土支田中央地区地区計画
	21	練馬駅北口地区	敷地面積の最低限度 80 m ² 、100 m ² (地区計画)	練馬駅北口地区地区計画
	22	上石神井四丁目地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	上石神井四丁目地区地区計画
	23	中里中央地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	中里中央地区地区計画
	24	大泉学園駅北口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、300 m ² (地区計画)	大泉学園駅北口地区地区計画
	25	大泉学園駅北口東地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、110 m ² (地区計画)	大泉学園駅北口東地区地区計画
	26	石神井公園駅南地区	敷地面積の最低限度 80 m ² 、100 m ² (地区計画)	石神井公園駅南地区地区計画
	27	武蔵関公園南地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	武蔵関公園南地区地区計画
	28	放射 7 号線西大泉・大泉学園町地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	放射 7 号線西大泉・大泉学園町地区地区計画
	29	補助 230 号線大泉町三丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画
	30	平和台駅東地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	平和台駅東地区地区計画
	31	石神井公園団地地区	敷地面積の最低限度 2,000 m ² (地区計画)	石神井公園団地地区地区計画
	32	富士見台駅北部地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	富士見台駅北部地区地区計画
	33	放射 35 号線北町地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	放射 35 号線北町地区地区計画
	34	補助 230 号線大泉学園町地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	補助 230 号線大泉学園町地区地区計画
	35	早宮二丁目南地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	早宮二丁目南地区地区計画
	36	補助 230 号線大泉町二丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	補助 230 号線大泉町二丁目地区地区計画
	37	富士見台三・四丁目環八南地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、110 m ² (地区計画)	富士見台三・四丁目環八南地区地区計画
	38	羽沢・桜台地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	羽沢・桜台地区地区計画
	39	上石神井駅周辺地区	敷地面積の最低限度 80 m ² 、100 m ² (地区計画)	上石神井駅周辺地区地区計画
	40	北町・早宮地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (沿道地区計画)	北町・早宮地区沿道地区計画
	41	春日町二丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (沿道地区計画)	春日町二丁目地区沿道地区計画
	42	羽沢・小竹町地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (沿道地区計画)	羽沢・小竹町地区沿道地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
	43	環状七号線桜台・栄町・豊玉地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (沿道地区計画)	環状七号線桜台・栄町・豊玉地区沿道地区計画
	44	練馬区笹目通り	敷地面積の最低限度 150 m ² (沿道地区計画)	練馬区笹目通り沿道地区計画
最低敷地	45	準防火地域かつ建蔽率 80%	敷地面積の最低限度 70 m ² (用途地域)	—
	46	建蔽率 60%の地域	敷地面積の最低限度 75 m ² (用途地域)	—
	47	建蔽率 50%の地域	敷地面積の最低限度 80 m ² (用途地域)	—
	48	建蔽率 40%の地域	敷地面積の最低限度 100 m ² (用途地域)	—
	49	建蔽率 30%の地域	敷地面積の最低限度 110 m ² (用途地域)	—

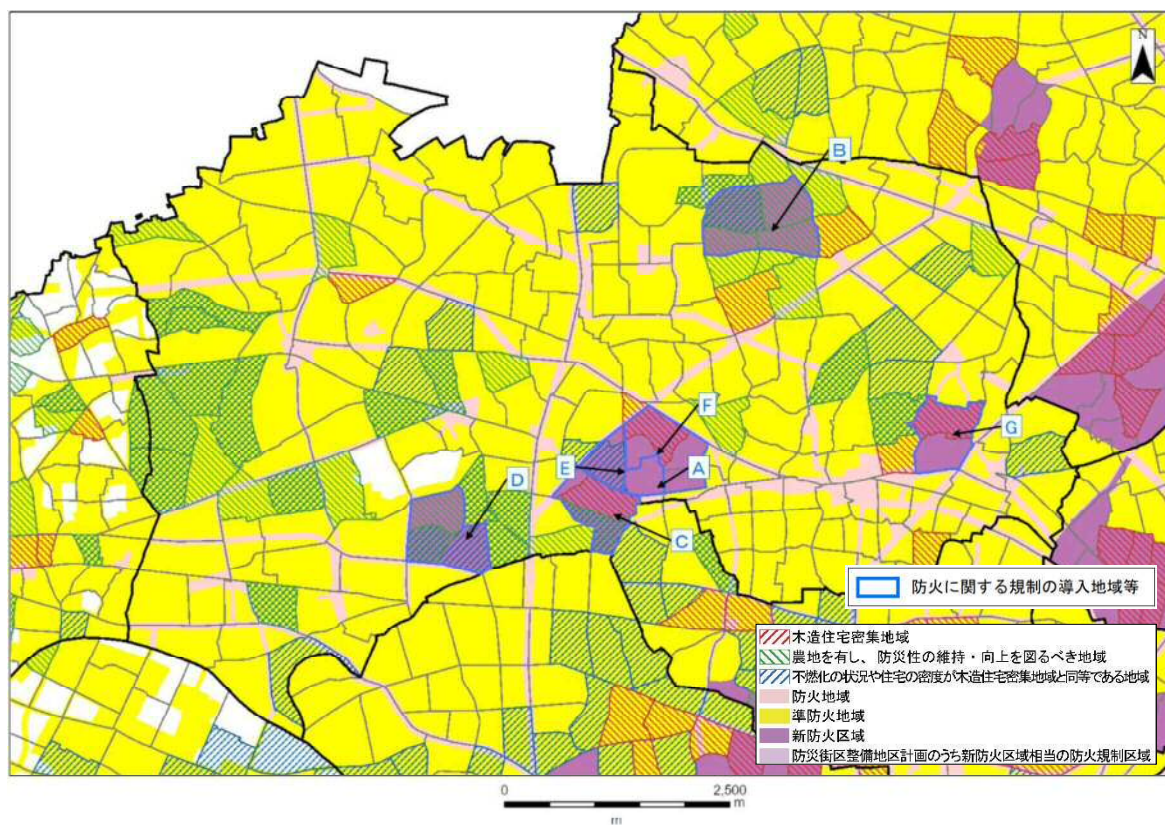
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	F	貫井・富士見台地区	新防火区域	—
	G	桜台東部地区	新防火区域	—

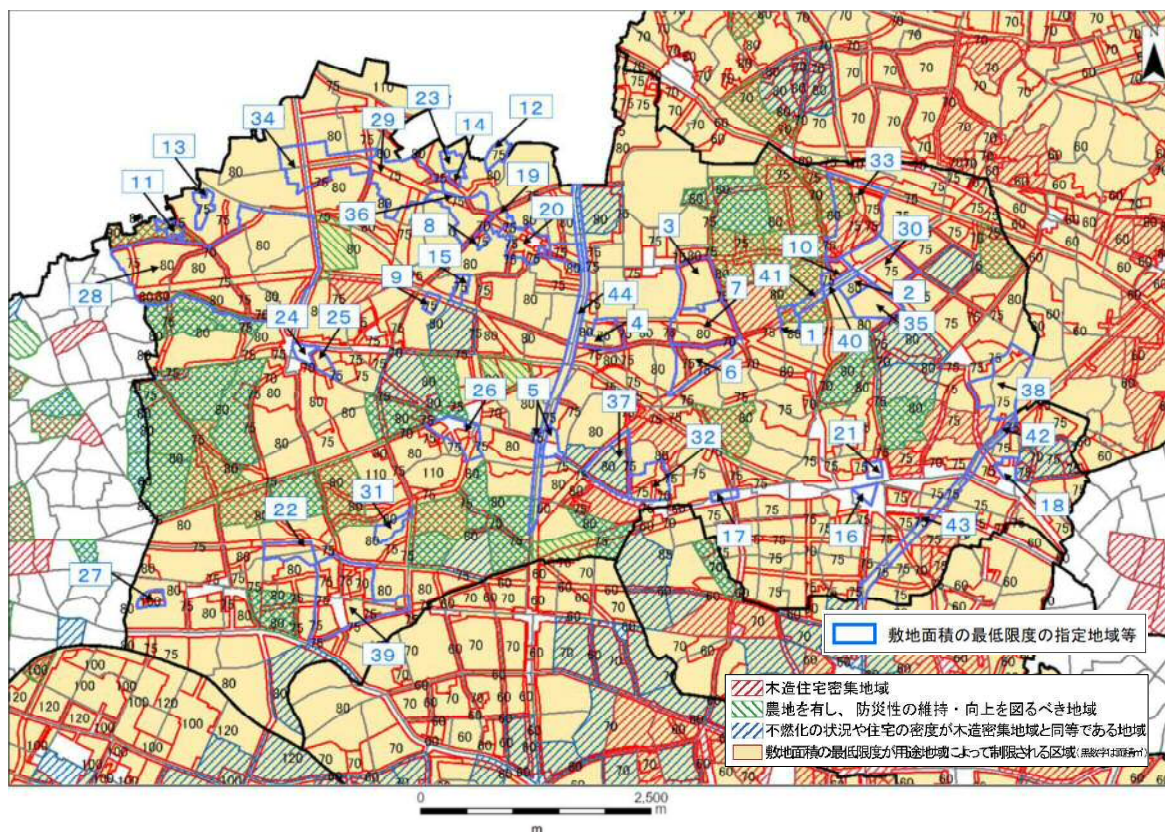
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	50	全域	敷地面積の最低限度 (地区計画)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



18 足立区

【概要】

- ・ 燃えない・燃え広がらないまちの形成のため、延焼遮断帯等の整備、防災生活圏内の整備、木造住宅密集地域などの整備を図る。
- ・ 震災による避難時の安全性を高めるため、避難場所など避難施設の強化、沿道建物の不燃化・耐震化や道路の無電柱化、二方向避難の確保などによる避難路等の整備、帰宅困難者の安全性の確保などを進める。
- ・ 都市基盤の整備状況（木造住宅密集地域、土地区画整理事業を施行すべき区域、土地区画整理事業完了地区等、都市基盤の未整備地区）に応じた市街地整備を進める。
- ・ 集約型都市構造を構築するための住宅地の形成、地区計画の活用などによる良質な住宅地の形成、個々の住宅の質の向上、公共住宅の建替え・公営住宅の適正配置、空き家等の対策など、多様な住宅の誘導による住みやすいまちづくりを進める。
- ・ 都市農地の防災利用や市街地内の緑地など多能的な機能を重視し、都市農地の維持・保全を図る観点から「農業体験型農園」や「区民農園」などの活用を検討するとともに、生産緑地地区等への追加指定のための周知を徹底する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	足立区各地内	新防火区域	-
	B	足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目及び足立四丁目各地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	足立一・二・三・四丁目地区防災街区整備地区計画
	C	関原一丁目、関原二丁目各地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	関原一丁目地区防災街区整備地区計画
	D	梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、関原二丁目、関原三丁目及び西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目各地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画
	E	千住仲町地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	千住仲町地区防災街区整備地区計画
	F	千住大川町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住元町及び千住柳町各地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	千住西地区防災街区整備地区計画
	G	興野地区	新防火区域	-
最低敷地	①	神明三丁目及び六木三丁目各地内	敷地面積の最低限度 82.5 m ² (地区計画)	神明三丁目地区地区計画
	②	扇一丁目地区	敷地面積の最低限度 82.5 m ² (地区計画)	扇一丁目地区地区計画
	③	中央本町一丁目・三丁目・四丁目	敷地面積の最低限度 82.5 m ² (地区計画)	中央本町地区地区計画
	④	梅島一丁目・二丁目	敷地面積の最低限度 82.5 m ² (地区計画)	梅島地区地区計画
	⑤	伊興本町一丁目、伊興本町二丁目及び西竹の塚二丁目各地内	敷地面積の最低限度 82.5 m ² (地区計画)	伊興町前沼地区地区計画
	⑥	舎人三丁目、舎人四丁目及び舎人五丁目各地内	敷地面積の最低限度 82.5 m ² (地区計画)	舎人四丁目地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
	7	江北一丁目及び扇二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	高野地区地区計画
最低敷地	8	花畑一・二・六・七丁目及び南花畑五丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	花畑北部地区地区計画
	9	島根二・三・四丁目及び栗原一・二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	島根四丁目地区地区計画
	10	梅島一・二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	梅島一丁目地区地区計画
	11	西加平一・二丁目、東保木間一丁目、一ツ家二丁目、南花畑一・二丁目、保塚町、及び六町一・二・三・四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	六町地区地区計画
	12	佐野一丁目及び六木二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	佐野六木地区地区計画
	13	江北三・四・五丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	上沼田南地区地区計画
	14	梅田五・六・七・八丁目、関原三丁目及び西新井栄町一・二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² 、300 m ² 、500 m ² 、15,000 m ² (地区計画)	西新井駅西口周辺地区地区計画
	15	東保木間一丁目、東六月町、平野三丁目、保木間一丁目、及び保塚町各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	保塚町地区地区計画
	16	島根二丁目地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	島根二丁目地区地区計画
	17	中川一丁目地内	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	中川一丁目南地区地区計画
	18	古千谷本町一・二・三・四丁目、舎人一・二・三・五丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画
	19	西伊興一・二・三・四丁目、西伊興町、伊興二・四・五丁目、及び西新井四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立北部地域西伊興地区地区計画
	20	伊興本町二丁目、竹の塚七丁目、西竹の塚二丁目、西保木間二・三・四丁目、東伊興一・二・三及び東伊興四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立北部地域東伊興地区地区計画
	21	平野一・二・三丁目、東六月町、及び一ツ家一丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立東部地域平野・東六月町地区地区計画
	22	加平二・三丁目、北加平町、佐野二丁目、神明南一・二丁目、辰沼二丁目、六木一・二丁目及び谷中四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立東部地域神明南地区地区計画
	23	神明一・二・三丁目及び六木四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立東部地域神明地区地区計画
	24	神明三丁目地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立東部地域神明西地区地区計画
	25	南花畑一・三・四丁目、六町四丁目、花畑二丁目、及び北加平町各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立東部地域南花畑一・三・四丁目地区地区計画
	26	花畑七・八丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	足立東部地域花畑七・八丁目地区地区計画
	27	東綾瀬一・二・三丁目各地内	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	東綾瀬二・三丁目地区地区計画
28	扇三丁目、江北一・二・四丁目及び西新井本町二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	江北駅周辺地区地区計画	
29	西新井三丁目地内	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	西新井三丁目地区地区計画	

種別	No.	区域	内容	名称
	30	綾瀬七丁目地内	敷地面積の最低限度 165 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	綾瀬七丁目地区地区計画
最低 敷地	31	千住三・四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	千住三丁目地区地区計画
	32	江北三・四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	江北三・四丁目地区地区計画
	33	千住河原町、千住橋戸町及び 千住緑町一・二・三丁目各地 内	敷地面積の最低限度 83 m ² 、500 m ² 、2,000 m ² 、 6,000 m ² (地区計画)	千住大橋駅周辺地区地区計画
	34	千住旭町及び日ノ出町各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² 、4,000 m ² 、6,000 m ² (地区計画)	千住旭町地区地区計画
	35	花畑三・四・五・六丁目各地 内	敷地面積の最低限度 100 m ² 、500 m ² (地区計画)	花畑五丁目地区地区計画
	36	鹿浜二丁目地内	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	鹿浜二丁目西地区地区計画
	37	花畑七丁目地内	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	花畑七丁目中地区地区計画
	38	青井一丁目、青井二丁目、弘 道一丁目、中央本町一丁目、 中央本町二丁目及び中央本町 三丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	補助第 138 号線中央本町地区地区 計画
	39	一ツ家二丁目地内	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	一ツ家二丁目北地区地区計画
	40	青井三丁目、弘道二丁目、西 綾瀬三丁目及び西綾瀬四丁目 各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	補助第 138・140 号線弘道二丁目 周辺地区地区計画
	41	竹の塚一、六、七丁目、西竹 の塚一及び二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² 、300 m ² (地区計画)	竹ノ塚駅中央地区地区計画
	42	竹の塚七丁目及び西保木間四 丁目各地内	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	竹の塚北地区地区計画
	43	江北七丁目地内	敷地面積の最低限度 200 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	江北七丁目地区地区計画
	44	扇一丁目、興野二丁目、西新 井本町一丁目、西新井本町三 丁目、西新井本町四丁目及び 本木北町各地内	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	興野周辺地区地区計画
	45	東保木間一丁目地内	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	東保木間一丁目地区地区計画
	46	竹の塚三・四丁目、保木間一 から三丁目、西保木間一丁 目、六月一丁目、東六月町、 島根一・二丁目、平野一・二 丁目、梅島一・二丁目、中央 本町一・五丁目、梅田一・ 二・七丁目、足立一・四丁目	敷地面積の最低限度 82.5 m ² 、83.0 m ² (地区計画)	国道 4 号 A 地区沿道地区計画
47	西新井一・六・七丁目、栗原 三丁目、西新井本町一・二丁 目、西新井栄町二・三丁目	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	環状七号線 B 地区沿道地区計画	

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	48	平野一丁目、一ツ家一・三・四丁目、西加平一・二丁目、中央本町五丁目、青井五・六丁目、加平一から三丁目、谷中二から四丁目、大谷田一・三・四丁目、東和四・五丁目、中川四丁目	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	環状七号線 C 地区沿道地区計画
	49	新田一・二丁目、鹿浜一から四丁目、堀之内二丁目、椿一・二丁目、江北三・五・六・七丁目	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	環状七号線 D 地区沿道地区計画
	50	足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目及び足立四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (防災街区整備地区計画)	足立一・二・三・四丁目地区防災街区整備地区計画
	51	関原一丁目、関原二丁目各地内	敷地面積の最低限度 66.0 m ² (防災街区整備地区計画)	関原一丁目地区防災街区整備地区計画
	52	梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、関原二丁目、関原三丁目及び西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (防災街区整備地区計画)	西新井駅西口周辺地区防災街区整備地区計画
	53	千住仲町地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (防災街区整備地区計画)	千住仲町地区防災街区整備地区計画
	54	千住大川町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住元町及び千住柳町各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (防災街区整備地区計画)	千住西地区防災街区整備地区計画
	55	綾瀬二・三・四丁目及び東綾瀬一丁目各地内	敷地面積の最低限度 2,500 m ² 、3,000 m ² (地区計画)	綾瀬駅東口周辺地区地区計画
	56	谷在家三丁目・皿沼二丁目各地内	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	谷在家三丁目地区地区計画
	57	神明二丁目及び六木四丁目各地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² (地区計画)	神明二丁目周辺地区地区計画
	58	谷中四丁目地内	敷地面積の最低限度 83.0 m ² 、5,000 m ² (地区計画)	北綾瀬駅周辺地区地区計画
	59	辰沼一丁目・谷中四丁目各地内	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	辰沼一丁目地区地区計画
	61	保木間三丁目・南花畑五丁目各地内	敷地面積の最低限度 500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	南花畑五丁目地区地区計画

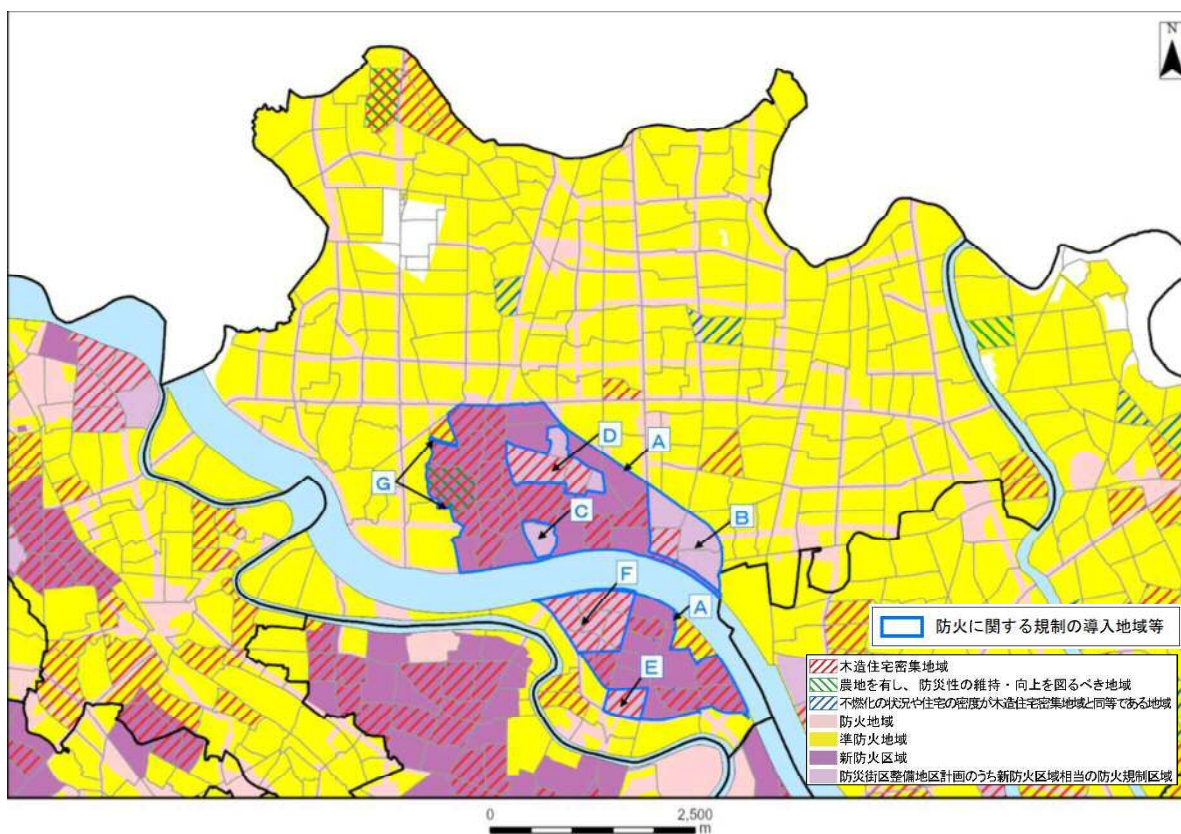
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

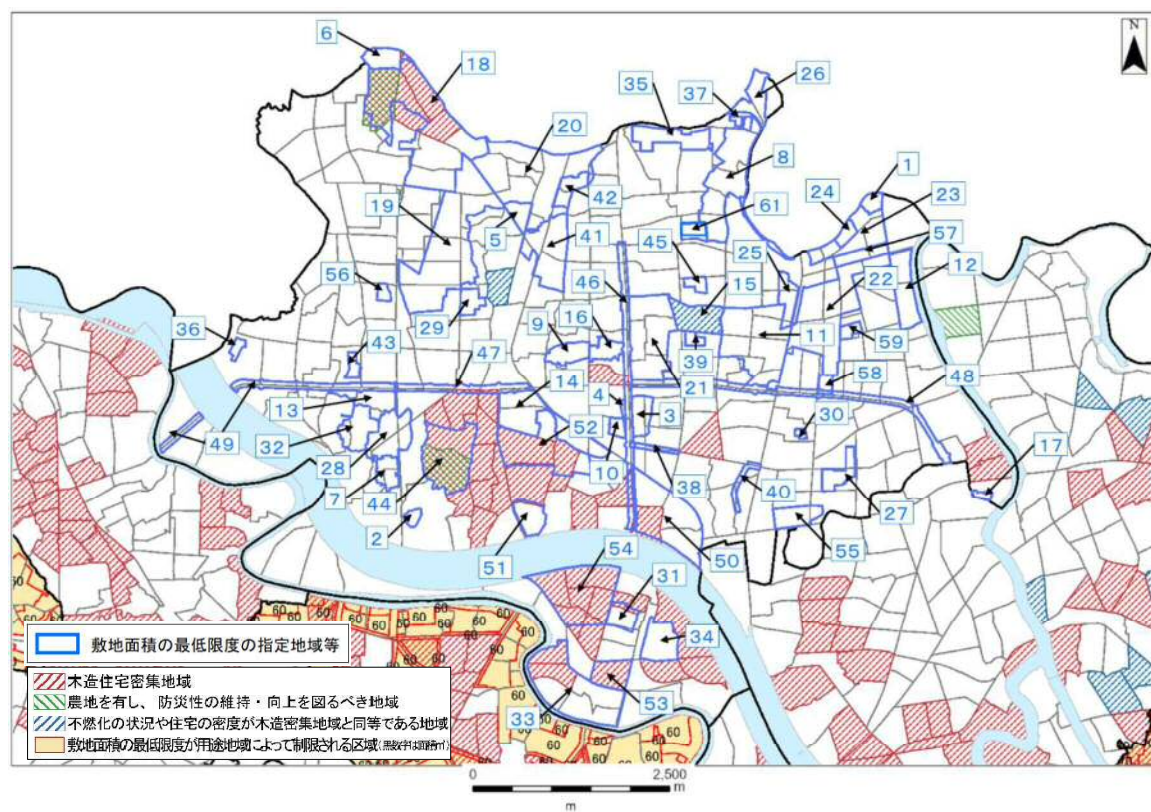
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	60	中川二丁目、三丁目	防災街区整備地区計画など	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



19 葛飾区

【概要】

- 区内全域において、細街路の拡幅整備や建築物の不燃化・耐震化を促進することにより、市街地環境の改善と防災性の向上を図る。
- 地域の実情に応じて、新たな地区計画の策定に対する合意形成を促進する。
- 地区計画を策定済みの地区では、地区計画に基づく地区施設の整備や土地利用の適切な規制・誘導を行うことにより、良好な住環境の維持・向上を図っていく。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	堀切一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目各地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画
	B	四ツ木一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、東四つ木三丁目、四丁目、立石一丁目、二丁目、東立石二丁目及び三丁目各地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画
	C	東立石四丁目地内	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	東立石四丁目地区防災街区整備地区計画
最低敷地	1	新柴又駅周辺地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	新柴又駅周辺地区地区計画
	2	亀有駅東地区 (複合地区 A)	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	亀有駅東地区地区計画
	3	亀有駅東地区 (複合地区 B)	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	亀有駅東地区地区計画
	4	さくら並木の道沿道地区	敷地面積の最低限度 66 m ² (地区計画)	さくら並木の道沿道地区地区計画
	5	新宿六丁目地区 (文化・教育地区 1)	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	6	新宿六丁目地区 (文化・教育地区 2)	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	7	新宿六丁目地区 (複合地区 1)	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	8	新宿六丁目地区 (複合地区 2)	敷地面積の最低限度 5,000 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	9	新宿六丁目地区 (住宅 A 地区)	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	10	新宿六丁目地区 (公園 A 地区)	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	11	新宿六丁目地区 (住宅 B 地区)	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	新宿六丁目地区地区計画
	12	小菅一丁目地区 (一般住宅地区)	敷地面積の最低限度 66 m ² (地区計画)	小菅一丁目地区地区計画
	13	小菅一丁目地区 (まちづくり用地地区)	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	小菅一丁目地区地区計画
	14	高砂四丁目地区 (住宅団地地区)	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	高砂四丁目地区地区計画
	15	南水元一丁目・二丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	南水元一丁目・二丁目地区地区計画
	16	東立石四丁目地区	敷地面積の最低限度 66 m ² (防災街区整備地区計画)	東立石四丁目地区防災街区整備地区計画
	17	奥戸四丁目地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	奥戸四丁目地区地区計画
	18	四ツ木駅周辺地区	敷地面積の最低限度 66 m ² (防災街区整備地区計画)	四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	19	東新小岩二丁目地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	東新小岩二丁目地区地区計画
	20	堀切二丁目周辺及び四丁目地区	敷地面積の最低限度 66 m ² (防災街区整備地区計画)	堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画
	21	立石駅北口地区	敷地面積の最低限度 300 m ² (地区計画)	立石駅北口地区地区計画
	22	立石駅南口東地区 (駅前地区)	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	立石駅南口東地区地区計画
	23	立石駅南口東地区 (商業・住宅複合地区)	敷地面積の最低限度 250 m ² (地区計画)	立石駅南口東地区地区計画
	24	東金町一丁目西地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	東金町一丁目西地区地区計画
	25	亀有駅南口地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (高度利用地区)	—
	26	金町六丁目地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (高度利用地区)	—
	27	新小岩駅南口地区 (A地区)	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	新小岩駅南口地区地区計画
	28	新小岩駅南口地区 (B地区)	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	新小岩駅南口地区地区計画
	29	立石駅南口西地区 (商業・住宅複合A地区)	敷地面積の最低限度 250 m ² (地区計画)	立石駅南口西地区地区計画
	30	立石駅南口西地区 (商業・住宅複合B地区)	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	立石駅南口西地区地区計画

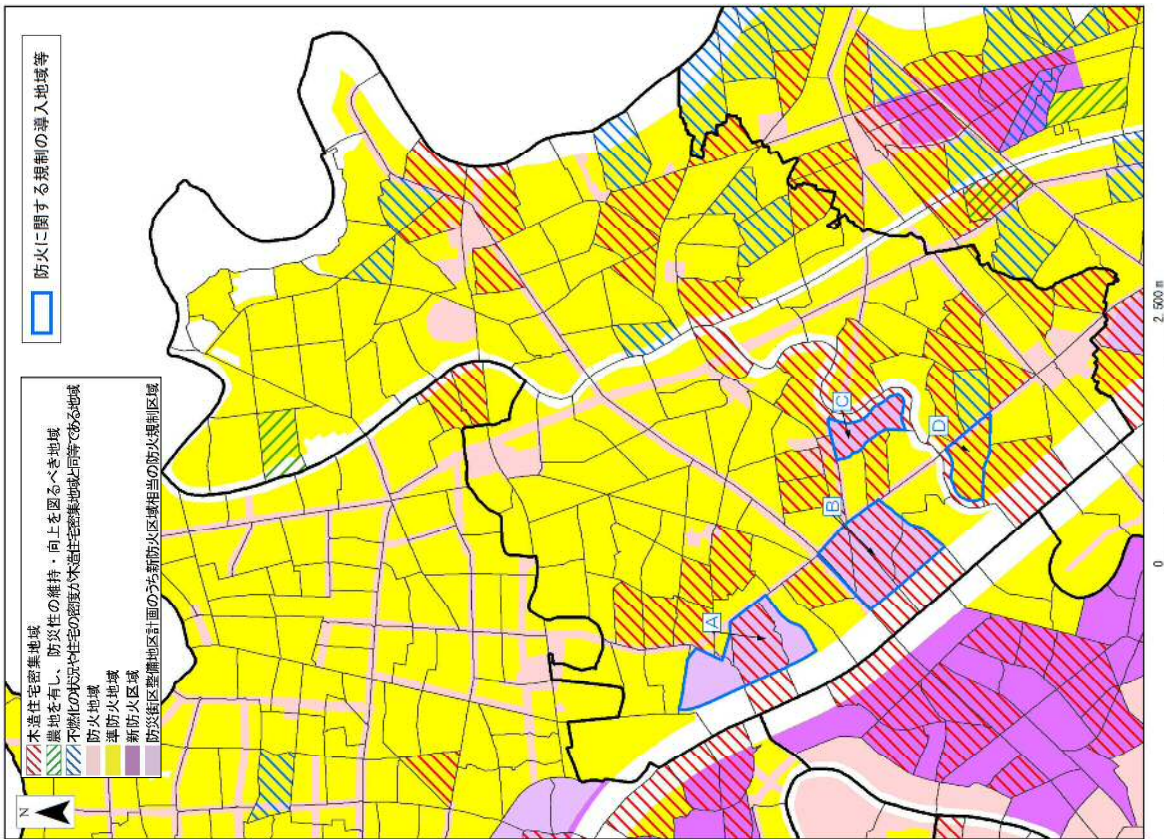
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

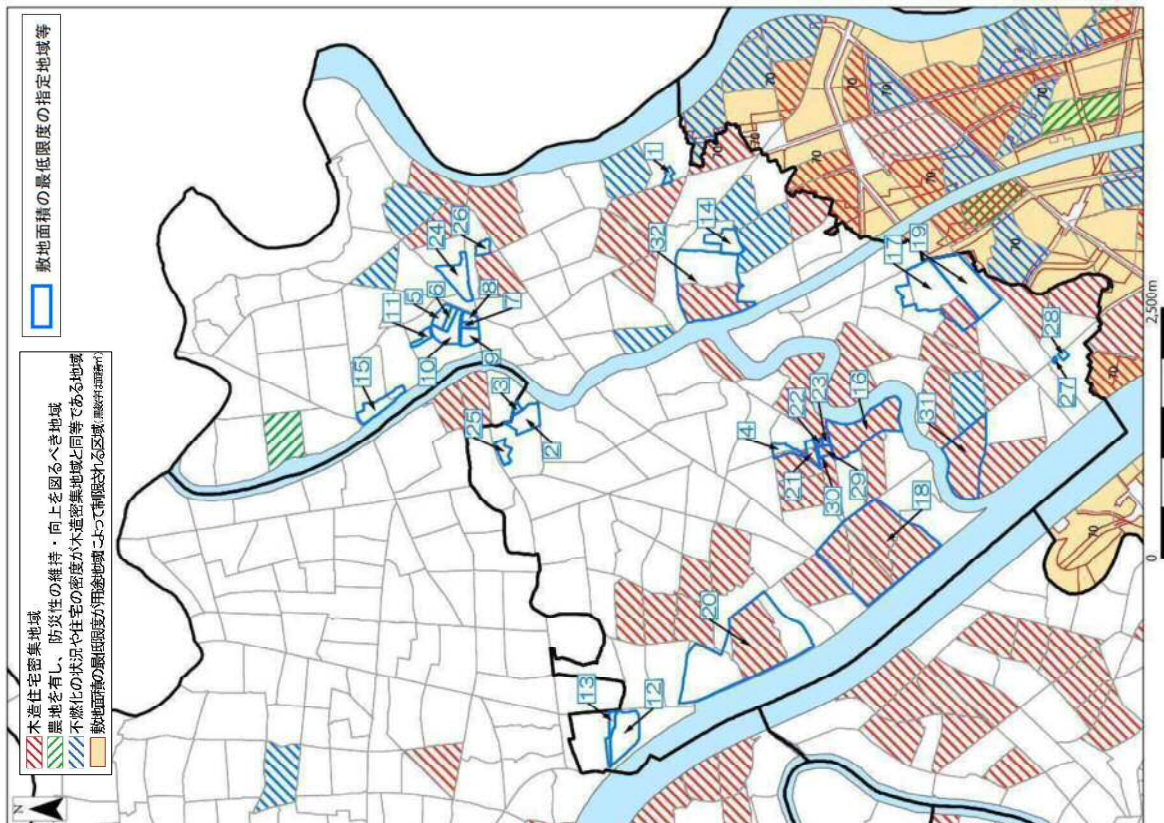
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	D	西新小岩五丁目地区	防災街区整備地区計画のうち新防火区域相当の規制地区	西新小岩五丁目地区防災街区整備地区計画
最低敷地	31	西新小岩五丁目地区	敷地面積の最低限度など (防災街区整備地区計画)	西新小岩五丁目地区防災街区整備地区計画
	32	高砂二・三丁目地区	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



20 江戸川区

【概要】

- ・ 木造住宅密集地域を対象に、地区計画によって敷地面積の最低限度の制限を設け、ゆとりある良好な住環境の整備を進める。
- ・ 木造住宅密集地域を対象に、新防火区域の導入を検討しており、災害時に燃え広がりにくいまちとなるよう整備を進める。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	江戸川区各地内	新防火区域	—
	B	松島二丁目及び松島三丁目各地内	防災街区地区整備計画のうち新防火区域相当の規制地区	松島三丁目地区防災街区整備地区計画
最低敷地	1	篠崎駅付近地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	篠崎駅付近地区地区計画
	2	瑞江駅付近地区	敷地面積の最低限度 90 m ² 、100 m ² (地区計画)	瑞江駅付近地区地区計画
	3	船堀駅周辺第二地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、300 m ² (地区計画)	船堀駅周辺第二地区地区計画
	4	一之江駅付近地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	一之江駅付近地区地区計画
	5	東葛西地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	東葛西地区地区計画
	6	鹿骨一丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	鹿骨一丁目地区地区計画
	7	瑞江駅南部地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	瑞江駅南部地区地区計画
	8	船堀駅周辺第三地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	船堀駅周辺第三地区地区計画
	9	瑞江駅北部地区	敷地面積の最低限度 90 m ² 、500 m ² (地区計画)	瑞江駅北部地区地区計画
	10	一之江駅西部地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、100 m ² 、300 m ² (地区計画)	一之江駅西部地区地区計画
	11	一之江四丁目北地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、100 m ² (地区計画)	一之江四丁目北地区地区計画
	12	平井七丁目北部地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	平井七丁目北部地区地区計画
	13	篠崎駅東部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、200 m ² (地区計画)	篠崎駅東部地区地区計画
	14	瑞江駅西部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	瑞江駅西部地区地区計画
	15	東葛西五丁目付近地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	東葛西五丁目付近地区地区計画
	16	一之江三丁目北地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	一之江三丁目北地区地区計画
	17	一之江四丁目南地区	敷地面積の最低限度 90 m ² 、100 m ² (地区計画)	一之江四丁目南地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	18	春江町三丁目南地区	敷地面積の最低限度 90 m ² 、200 m ² (地区計画)	春江町三丁目南地区地区計画
	19	篠崎駅西部地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、200 m ² (地区計画)	篠崎駅西部地区地区計画
	20	松島三丁目地区防災街区整備地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	松島三丁目地区防災街区整備地区地区計画
	21	上篠崎四丁目 22 番地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、500 m ² (地区計画)	上篠崎四丁目 22 番地区地区計画
	22	西瑞江三丁目北地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	西瑞江三丁目北地区地区計画
	23	中葛西二丁目地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	中葛西二丁目地区地区計画
	24	小岩四東付近地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	小岩四東付近地区地区計画
	25	江戸川一丁目地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	江戸川一丁目地区地区計画
	26	一之江三丁目南地区	敷地面積の最低限度 80 m ² (地区計画)	一之江三丁目南地区地区計画
	27	中葛西八丁目地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	中葛西八丁目地区地区計画
	28	二之江西地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	二之江西地区地区計画
	29	江戸川五丁目付近地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	江戸川五丁目付近地区地区計画
	30	JR 小岩駅周辺地区	敷地面積の最低限度 70 m ² 、200 m ² (地区計画)	JR 小岩駅周辺地区地区計画
	31	北小岩一丁目東部地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	北小岩一丁目東部地区地区計画
	32	平井二丁目付近地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	平井二丁目付近地区地区計画
	33	東葛西一丁目付近地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	東葛西一丁目付近地区地区計画
	34	平井五丁目駅前地区	敷地面積の最低限度 200 m ² (地区計画)	平井五丁目駅前地区地区計画
	35	上一色・本一色・興宮町付近地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	上一色・本一色・興宮町付近地区地区計画
	36	一之江境川親水公園沿線景観地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (景観地区)	一之江境川親水公園沿線景観地区地区計画
	37	古川親水公園沿線景観地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (景観地区)	古川親水公園沿線景観地区地区計画
38	上記以外の区域で、第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・準工業地域・特別工業地区(準工業地域)・特別業務地区(準工業地域)・工業地域	敷地面積の最低限度 70 m ² (用途地域)	—	
39	東葛西八丁目地区	敷地面積の最低限度 90 m ² (地区計画)	東葛西八丁目地区地区計画	
40	西小松川町、東小松川一・二丁目地区	敷地面積の最低限度 70 m ² (地区計画)	西小松川町、東小松川一・二丁目地区地区計画	

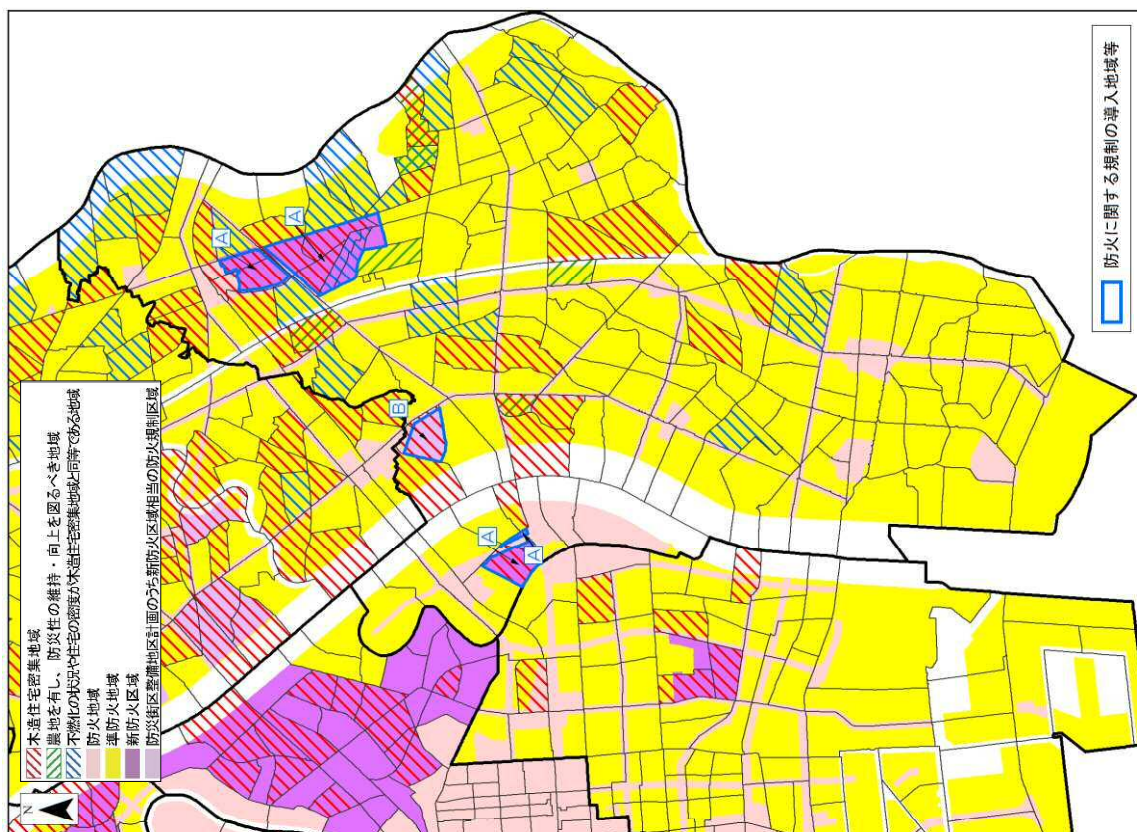
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	41	南小岩五・六丁目地区	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—
	42	春江三丁目地区	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—
	43	西瑞江三丁目地区	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—
	44	平井一・小松川四丁目地区	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等

